

平成28年1月27日

### 政府調達に関する協定の基準額の改正について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、平成28年度及び29年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することとなりました。

#### 記

1 WTO協定の適用基準額は、次のとおりです。

区 分	平成28・29年度	(参考) 平成26・27年度
物品等の調達契約	3,300万円	2,700万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	24億7,000万円	20億2,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億4,000万円	2億円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,300万円	2,700万円

2 平成28・29年度の適用基準額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結される調達契約について適用されます。

3 予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、WTO協定の適用を受けることとなります。